

各 位

会 社 名 株式会社SRAホールディングス 代表者名 代表取締役社長 鹿島 亨 (コード番号 3817 東証第一部) 問合せ先 管理本部経営企画部長 淡路 英行 (TEL. 03-5979-2666)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成24年6月26日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

取締役および監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって法令の定める 範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として優秀な人材を招聘で きるように、社外取締役および社外監査役の責任を法令の定める限度額に制限する契約を締結できる旨を、 会社法第426条第1項および第427条第1項に基づき、定款第28条(取締役の責任免除)および定款第38条(監査役の責任免除)として新設するものであります。

なお、これらの規定の新設を本総会の議案とすることにつきましては、監査役全員の同意を得ております。 また、上記条文の新設に伴い、条数の繰下げを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更の株主総会開催日 平成24年6月26日(火) 予定 定款変更の効力発生日 平成24年6月26日(火) 予定

以上

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
	(取締役の責任免除)
(新 設)	第 28 条 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
第 28 条 (条文省略)	2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社 外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任に つき、善意でかつ重大な過失がないときは、 法令が定める額を限度額として責任を負担 する契約を締結することができる。 第 29 条 (条文省略)

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<u></u>	<b>发</b>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第 <u>29</u> 条~第 <u>36</u> 条 (条文省略)	第 <u>30</u> 条~第 <u>37</u> 条 (条文省略)
	(監査役の責任免除)
(新 設)	第 38 条 当会社は、監査役(監査役であった者を 含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任に つき、善意でかつ重大な過失がない場合は、 取締役会の決議によって、法令の定める限 度額の範囲内で、その責任を免除すること ができる。
第 <u>37</u> 条~第 <u>43</u> 条 (条文省略)	2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社 外監査役の会社法第423条第1項の責任に つき、善意でかつ重大な過失がないとき は、法令が定める額を限度額として責任を 負担する契約を締結することができる。 第39条~第45条 (条文省略)

以上